

令和2年4月8日

在校生の皆さんへ

学校法人岩崎学園
横浜保育福祉専門学校
教務部

首都圏への緊急事態宣言発令を踏まえた校舎等立入り制限等につきまして

政府は4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を、神奈川県を含む首都圏に発令しました。これを受け、岩崎学園および本校では以下の通り対面授業の取りやめ、校内への立ち入り禁止等を含む措置をとらせていただきます。この度の措置により学生の皆さんの学業等に支障をきたさぬよう、講義日程の調整、オンラインでの授業など必要な措置を順次すすめてまいります。また、緊急事態が解除された際には安全な形式で対面授業についても再開できるよう準備を進めておりますので、どうぞご安心ください。

記

1. 緊急事態対応の期間

- ・原則として緊急事態宣言が解除されるまでの期間とします。
- ・期間に変更がある場合は、岩崎学園および本校ホームページでお知らせします。

2. 期間中の対応について

- ・緊急事態宣言期間中は学生の皆さんの校内への立ち入りは一切禁止とします。
- ・教職員についても原則として在宅勤務とさせていただきます。
- ・在校生の皆さんには、今回の緊急事態宣言の趣旨をよくご理解いただき、外出の自粛など社会の一員として、感染者の爆発的な増加を防ぎ、命を守るための行動を強くお願いします。

3. 問い合わせ先

- ・各担任の先生にはメール等で問い合わせてください。
- ・その他質問・問い合わせは hoiku@iwasaki.ac.jp まで。

※教職員は在宅勤務にあたっており、メール等での連絡は承っておりますが、案件によりましては、お時間を頂く場合もあります。何卒ご了承ください。

以上